

## 松田町民文化センターESCO事業

### 予想されるリスクと責任分担

平成31年3月6日

松田町教育委員会教育課

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本町	事業者		
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		募集要項に重大な誤りがあった場合は、本町が責任を持って対応する。
	効果保証の未達	ESCO 提案の低減が達成できない場合		○	光熱水費削減保証額とその検証方法を計画書に示し、これが得られない場合は事業者が補填する。 補填を行う範囲、条件、支払額の計算方法、支払い方法については契約書、計画書に明記する。
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	事業者の責任において安全性を確保することを明記する。
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	事業の実施によって騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・光・臭気など、環境を損なう事象が予想される場合は、事業者の責任においてその発生を未然に防止する。
	制度の変更	収益関係以外の税率の変更	○		制度の変更により稼働状況、収益性等が変化した場合は、ベースラインの見直しを行う。 ベースラインの見直しにより生じる損失については、本町が行う制度変更の場合および事業実施そのものに関する制度変更については本町が負担し、これ以外の一般的な制度変更の場合は事業者が負担する。
	収益関係の税率の変更事業遂行に必要な有資格者の変更		○	<p>&lt;本町がリスクを負うべき項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益関係以外の税の税率変更</li> <li>・新規に導入される税</li> </ul> <p>&lt;事業者がリスクを負うべき項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益関係税の税率変更</li> <li>・事業遂行に必要な有資格者の変更</li> </ul>	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本町	事業者	
共通	事業の中止・延期	○		本町の責に帰する建設期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費および損失、あるいは本契約後の事業中止により発生する全ての経費については本町が負担する。
	周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○	建設期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費および損失、あるいは事業中止により発生する全ての経費については、本町に責がある場合は本町が、事業者側の責の場合は事業者が負担する。
	施設建設に必要な許可等のうち、事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの		○	サービスの開始、終了時期を変更し、この間に発生する本町の損失については事業者が負担する。
	本町の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○		サービスの開始、終了時期を変更する。
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	事業者は、新たな事業者への事業引継ぎ、もしくはESCO設備撤去による現状回復のうち、本町が選択した措置を講ずる。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本町	事業者		
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	不可抗力終結迄の間、権利・義務を留保し、一時停止する。ただし、一定期間経過後に終結しない場合は契約を終了する。
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	計画の変更を行う場合、事業が継続可能であれば計画・設計に要する増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでかかった経費を双方話し合いの上負担する。
	安全性の確保	本町の提示条件、指示の不備によるもの	○		設計変更に関わる経費を本町が負担する。また設計変更に伴う、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証を変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を本町と協議し、施工、運転管理、省エネルギー保証に関する契約内容の変更を可能とする。
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証の変更については、本町が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更は認められない。ただし、契約内容の合意ができない場合は、本町は契約交渉を終了することができ、設計に要した経費を事業者が負担する。
	応募コスト	応募コストの負担			○
○					本町の都合による計画・設計段階でのキャンセルについては、事業者が詳細診断に要した費用を本町が負担するものとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本町	事業者	
建設段階	第三者賠償		○	事業者の責任により、交渉、賠償の責務を負う。
	不可抗力	○	○	不可抗力終結迄の間、権利・義務を留保する。ただし、一定期間経過後に終結しない場合は契約を解除する。
	物価の変動	○	○	建設の変更を行う場合、事業が継続可能であれば変更にとまなう増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでに要した費用を双方話し合いの上負担する。
	用地等の確保	○		設置場所および改修工事を行うために一時的に必要となる場所については本町の責任で確保し、行政財産の使用許可に関する手続きを行う。工事に係る電気・水道代等は本町が負担する。
	立ち入り許可	○		事業者は履行場所に立ち入ることができる。 ただし、立ち入り範囲、届け出などの条件をつける。
	設計変更	○		本契約後の設計変更に関わる経費を本町が負担する。 また設計変更の伴い、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証を変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を本町と協議し、施工、運転管理、省エネルギー保証に関する契約内容の変更を可能とする。 ただし、変更内容の合意ができない場合は、事業者は契約を終了することができ、本契約後の設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を本町が負担する。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本町	事業者		
建設段階	設計変更	事業者の指示・判断の不備によるもの		○	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証の変更については、本町が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更は認められない。 ただし、変更内容の合意ができない場合は、本町は契約を終了することができ、設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を事業者が負担する。
	工事遅延・未完工	本町の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○		サービス開始・終了時期の延期を行う。遅延に伴い経済的な損失が生じた場合は本町が負担する。
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	遅延に伴い本町が被る損失については事業者は誠意をもってその対応を行うとともに、経済的な損失が生じた場合は事業者が負担する。
	工事費増大	本町の指示・承諾による工費の増大	○		工事費の増加分は本町が負担する。ただし、省エネルギー保証などに関わる計画書の大幅な変更が必要な場合は、双方誠意をもって協議する。
		事業者の判断の不備によるもの		○	工事費の増加分は事業者が負担する。ただし、省エネルギー保証などに関わる計画書の大幅な変更が必要な場合は、双方誠意をもって協議する。
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	事業者は要求仕様を満たす工事変更を行い、これに要する経費を負担する。
	一時的損害	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○	事業者は工事目的物を計画仕様に適合するよう補修あるいは取り替えを行い、これに要する経費を負担する。
		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○	事業者は本町の資産の現状復帰を行い、これに要する経費を負担する。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本町	事業者	
支払関連	支払遅延・不能	○		支払いが遅延する場合は当該未払い金額につき、最新の「政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率」を適用して計算した額の遅延利息を本町が支払う。また、この間の省エネルギー保証は免責されるものとする。
	計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○	事業者の責務において計測・検証報告が遅延する場合は、本町は事業者へのサービス料の支払いを留保することができる。この際、サービス料の支払いの留保に伴う事業者の損失は事業者が負担する。
	省エネルギー保証行為の不履行		○	事業者から本町への省エネルギー保証未達成に係る支払いが遅延した場合には当該未支払い金額につき、最新の「政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率」を適用して計算した額の遅延利息を事業者が支払う。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本町	事業者		
維持管理 関連	計画変更	用途の変更等、本町の責による事業内容の変更	○		当該施設の用途変更などにより、計画した経費削減が実現しない場合はベースラインの見直しを行うことができる。 この際、ベースラインを見直した結果、計画した事業採算性が失われる場合はサービス料の変更等について協議する。
		事業者が必要と考える計画変更		○	事業者は、省エネルギー保証を達成する為に再改修工事が必要と認められる場合は、事業者の負担により、再改修工事を行うことができる。 この際、設計・施工及び管理に係る契約条件は当初契約内容と同等とする。
	立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可がない場合の事業未遂行	○		必要な立ち入り許可がないことにより事業が停止した場合、事業者が被る損害については本町が負担する。
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○	事業者の責により維持管理費用が増大した場合、事業者は増加分を本町に請求することができない。 ただし、急激なインフレ等特別な事情がある場合はこの限りではない。
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	○	○	本町の責による場合と、事業者の責による場合に分類し、各々責を負う主体の責任において交渉、賠償の義務を負う。
	ESCO 設備の損傷	事業者の故意・過失に起因するESCO設備の損傷		○	事業者の責によるESCO設備の損傷は事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は事業者が負担する。
	その他の原因によるESCO設備の損傷	○		ESCO設備の損傷は事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は本町が負担する。	



リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本町	事業者		
維持管理関連	本町施設損傷	事業者の故意・過失に起因する本町の施設・設備の損傷		○	事業者の責に帰する本町の施設・設備の損傷は、事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は事業者が負担する。
		不可抗力以外のその他の原因による本町の施設・設備の損傷	○		本町の責に帰する本町の施設・設備の損傷・傷害は、本町が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は本町が負担する。
	瑕疵担保	ESCO設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○	隠れた瑕疵が確認された場合、事業者は計画書の仕様に従ってESCO設備等の補修・改修を行う。 その際、当該設備等の補修・改修に要する経費は事業者が負担する。
	不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による本町の施設の損傷		○	火災・天災・戦争などの不可抗力により本町の施設が損傷し、事業の継続が不可能な場合は双方話し合いの上、契約を解除することができる。 この際、契約終了時の事業者の残債は本町が負担する。
		火災・天災・戦争などの不可抗力によるESCO設備等の損傷	○		原則として本町が負担する。 不可抗力終結迄の間、権利・義務を留保する。 ただし、一定期間経過後に終結しない場合は契約を解除する。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本町	事業者		
計測・検証	設備の不良	ESCO設備が所定の性能を達成しない場合		○	事業者の責によりESCO設備が計画書に示された性能を達成しない場合は事業者の責任でこれを補修し、これに要する経費は事業者が負担する。
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○	計測・検証報告に疑義が認められる場合は、双方協議した上で、本町は第三者に計測・検証業務を業務委託することができる。
		計測・検証に必要な本町からの情報提供の遅延・不能	○		計測・検証に必要な本町からの情報提供が遅延あるいは不可能な場合、本町は定められたサービス料を事業者を支払う。
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○		光熱水単価が変動した場合は、計画書で定めた条件で事業者を支払うサービス料を算定する。
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○		機器の使用状況及び稼働率あるいは運転管理方法の顕著な変更・変動が認められた際はベースラインを変更することができる。
		気候の大幅な変動	○	○	気候が大幅に変動した場合は双方話し合いの上ベースラインを変更することができる。
		上記以外の変動要因の場合	○	○	上記以外の事由により計画書に示す経費削減の大幅な変化が認められた場合は、双方誠意をもって対応方法を協議する。

リスクの種類		リスクの内容	負担者		対応方法
			本町	事業者	
保障 関連	住民サービス提供	要求仕様不適合（施工不良を含む）による施設・設備への損害		○	要求仕様が適合しないために本町の施設・設備及びESCO設備等が損害を被る場合、事業者が責任をもってこれを補修あるいは改修し、これに要する経費は事業者が負担する。
		仕様不適合による、本町の施設運営・業務への障害		○	要求仕様が適合しないために施設運営など本来の業務に支障を及ぼす場合、その原因となる本町の施設・設備及びESCO設備等を事業者は責任をもって補修あるいは改修し、これに要する経費は事業者が負担する。